

# 案

大山町の水道料金のあり方について（答申）

令和5年 月

大山町水道料金審議会

令和5年 月 日

大山町長 竹 口 大 紀 様

大山町水道料金審議会  
会長 山 根 均

大山町の水道料金のあり方について（答申）

本審議会は、令和5年4月26日付発大水第74号で諮問のあった大山町の水道料金のあり方について、次のとおり答申します。

はじめに

水道は、住民の日常生活及び経済活動に欠くことのできないライフラインであり、将来にわたり安心・安全かつ安定的に供給されるべきものです。

本町の水道事業を取り巻く環境は、給水人口の減少や節水機器の普及及び節水意識の向上などに伴い、水需要が減少し、そのことにより給水収益が年々減少しています。一方、水道施設の経年による老朽化が著しく、今後、老朽資産の大幅な更新を加速的に実施しなければ、安定した給水を確保できない状況です。こうした厳しい経営環境が予測される中、持続的に「安心・安全な水」を供給していくために、水道料金のあり方について本審議会に意見が求められ、慎重に議論を進めてきたところであります。

水道事業は、公営企業として運営し、その経営は独立採算が原則となっています。よって、事業経費は、主に水道使用者からの料金収入を基本とする受益者負担で賄うものであると考えます。今後、安定的に水道事業を運営していくため、水道料金のあり方について一定の結論を得ましたので、ここに答申をします。

この答申に至る過程において出された意見についても尊重され、将来を見据えた財政マネジメントのもと、経営基盤の強化に取り組まれることを強く望むものです。

## 大山町の水道料金のあり方について

本町における水道料金は、平成29年4月に旧3町の料金を統一して以来、消費税に伴う改定を除き、据え置いています。しかし、料金収入は今後減少し、施設更新により経常費用が増加していくと予測されており、経費削減等の経営努力だけでは抜本的解決は難しい状況にあるといえます。本審議会としては、水需要の動向、水道施設の状況及び水道事業の経営状況を見て、水道料金の見直しが必要であると判断します。料金の見直しに当たっては、適正な原価に基づく料金算定を前提とし、受益に応じた公平な負担を求めるべきであると考えます。

## 水道料金の改定について

### (1) 料金算定期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とします。日本水道協会が策定した水道料金算定要領ではおおむね将来の3年から5年を基準とすることが適当とされており、3年間の設定は妥当です。

### (2) 料金改定率

料金算定期間である令和6年度から令和8年度までの3年間の総括原価には、資産維持率0.3%の資産維持費を含め、それに見合う全口径の平均改定率12.9%の引き上げが妥当です。

### (3) 料金体系

現行の口径別料金体系を維持し、基本水量は現行どおり8<sup>m</sup>とします。従量料金については、公平性を重視する点で、改定後は通増制を廃止し、一律にすることが望ましいと考えます。

### (4) 改定額について

改定後の水道料金は別表のとおりとします。提示された料金改定案について審議した

結果、基本料金12.0%・従量料金16.0%の値上げが妥当であると判断します。基本料金及び従量料金の改定率については様々な意見があったが、基本料金が千円を超えないこと、そして従量料金の負担を大きくしすぎないことを重視し、できる限り公平な負担となるように決めたものです。

#### (5) 料金改定の実施時期

新型コロナウイルス感染症や昨今の物価上昇が住民の生活に大きく影響を及ぼしていることから、慎重な判断が求められる一方で、今後の財政見通しでは、令和6年度以降、施設の更新工事の増加に伴い、水道事業の経常経費に必要な資金の確保が困難となることを見込まれます。加えて、今後、給水人口の減少等に伴い料金収入の減少が続くことが予想されることから、令和6年4月に請求する分から実施することが妥当であると考えます。

#### 附帯意見

##### ○水道使用者への周知

改定の実施時期までの期間が短いですが、水道料金改定の必要性について使用者の理解が得られるよう、積極的な情報の公開を行い、丁寧な説明に努め、きめ細かい対応を要望します。

##### ○経営の合理化について

経営状況が厳しさを増し、使用者への負担増を求める中で、今まで以上の経費削減に努めるよう要望します。また、国費の活用や一般会計からの繰出金等の財源確保、更なる経営の効率化等について検討、実施をお願いします。

##### ○水道料金の定期的な見直し

料金算定期間を令和6年度から令和8年度までの3年間としており、改定後3年経過時には、水道料金のあり方について再検討するよう要望します。

別表

水道料金表案（1 か月につき）

区 分		現行単価（8 m <sup>3</sup> まで）	改定後単価（8 m <sup>3</sup> まで）	
基本料金	メ ー タ ー 口 径	13mm	880.0 円	985.6 円
		20mm	886.6 円	992.2 円
		25mm	898.7 円	1,006.5 円
		30mm	955.9 円	1,070.3 円
		40mm	1,012.0 円	1,133.0 円
		50mm	1,317.8 円	1,475.1 円
		75mm	1,534.5 円	1,718.2 円
		100mm	1,684.1 円	1,885.4 円
従量料金	使用 水 量	8 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> までの分	154.0 円	8 m <sup>3</sup> を超える分  178.2 円
		100 m <sup>3</sup> を 超える分	171.6 円	

料金単価は、消費税（10%）を含みます。料金計算した後、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて請求します。

## 大山町水道料金審議会委員

氏 名	団体名又は役職名		備 考
山根 均	大山町商工会 会長	民間団体代表	会長
桑原可菜子	大山町女性団体連絡協議会 副会長	民間団体代表	副会長
朝妻 博樹	米子市水道事業管理者 水道局長	学識経験者	
岩倉 恭司	税理士	学識経験者	
二宮 瑞穂	鳥取県漁業協同組合御来屋支所 支所長	民間団体代表	
野坂 友晴	水道事業経験者	学識経験者	
圓岡 恭子	鳥取西部農業協同組合	民間団体代表	
森長亜希子	大山町社会福祉協議会	民間団体代表	

## 水道料金審議会の開催経過

	開催日・場所	内容
第1回	令和5年4月26日(水) 15:00~16:20 名和公民館第1会議室	・委嘱状交付 ・会長選出 ・大山町水道事業の概要と課題について
第2回	令和5年5月30日(火) 15:00~17:00 名和公民館第3会議室	・副会長選出 ・財政収支の見通しについて ・料金改定率について
第3回	令和5年6月28日(水) 15:00~16:15 名和公民館第3会議室	・料金体系の設定について
第4回	令和5年7月28日(金) 9:00~10:30 名和公民館第3会議室	・資金残高の見通しと料金体系の設定について
第5回	令和5年8月25日(金) 9:30~ 本庁第4会議室	・答申(案)について